

大分大学医学部次世代医療人材育成支援センター規程

令和7年2月10日制定
令和7年医学部規程第2-1号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学医学部における医療情報及び手術動画のデータベースを構築し、臨床研究の活性化及び教育効果の向上を図ることにより、高度医療人材育成を学内循環させることを目的として設置する、大分大学医学部次世代医療人材育成支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 医療情報及び手術動画のデータベース構築に関する事項
- (2) データベースを活用した臨床医学研究論文の作成支援に関する事項
- (3) 診療参加型臨床実習の充実に関する事項
- (4) 臨床研究支援体制の充実に関する事項
- (5) その他センターの運営に関する事項

(職員)

第3条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 医学部の教員 若干人
 - (4) その他学部長が必要と認める者
- 2 前項第3号及び第4号の委員は、学部長が指名する。
 - 3 前項の職員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 前項の職員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長及び副センター長)

第4条 センター長は、学部長をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 副センター長は、センター長の推薦に基づき、学部長が指名する。
- 4 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 副センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 前項の職員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第5条 センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、大分大学医学部次世代医療人材育成支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 第3条第1項第3号の教員
 - (4) その他学部長が必要と認める者 若干人
- 3 前項第4号の委員は、学部長が指名する。

(任期)

第6条 前条第3項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第10条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第12条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事務)

第13条 センターに関する事務は、医学・病院事務部経営戦略課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年2月10日から施行する。